

特定非営利活動法人日本睡眠歯科学会 「医学論文及び学会研究会発表における 患者プライバシー保護ならびに研究倫理に関する指針」

1. 患者のプライバシー保護に関する指針

日本睡眠歯科学会が主催または支援して開催する学術大会、講習会、その他の研究集会（以下「学会等」）における発表や講演は、その積極的な情報共有が睡眠歯科に対する医療の進歩・普及に大いに寄与し、国民の健康と福祉の向上に重要な役割を果たしている。

一方、発表や講演で共有される医療情報には個人情報が含まれるため、学会等において、個人のプライバシーが保護されるよう、十分に配慮されなければならない。

以下の細目は、上記の認識のもとに日本睡眠歯科学会が決定した。本指針は、学会等における発表や講演の際に、発表者または講演者が遵守すべき指針である。発表者または講演者は、本指針を遵守した場合であっても、医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する責任が、常に自身に帰することを意識しなければならない。また、極めて希少な疾患に罹患している等の理由で、以下の細目によっても個人を特定できる可能性のある場合、原則として発表内容に関する同意を患者（発表対象者）自身（代諾者を含む）から得なければならない。ただし、同意を得ることが困難であるなど特段の事情がある場合には、所属施設の長あるいは倫理や個人情報保護に関する委員会などの承認を得ることが望ましい。

細目

- (1) 患者氏名等
患者個人の特定可能な氏名、番号、イニシャル等は記載しない。また症例を特定できる生検・画像情報に含まれる番号などは削除する。
- (2) 患者の住所
記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は市町村までに限定して記載する。
- (3) 日付
個人を特定できない場合には、年月までを記載してよい。
- (4) 患者が既に診断・治療を受けている施設
既に他施設などで診断・治療を受けている場合、その施設名およびその所在地は記載しない。発表者が診療を行った施設は「当院」「当科」と表現する。
- (5) 画像写真
画像写真を提示する際には個人が特定されないことに留意する。目を隠すなどして、個人を特定できないようにする。

同意書の用い方

プライバシー保護の観点から、「症例報告」等において個人を特定できる可能性のある場合、同意書の取得が必要です。

1. 発表者が所属する施設において同意書の様式がある場合はそれを用いてください。
2. 施設において同意書の様式がない場合は、次ページからの「「医学論文及び学会研究会発表」同意書」・「同意書の説明内容」をもとに文書を作成し、患者さんに渡した上で説明し、同意を得て、同意書に署名を得てください。対象者が未成年または正常な意思表示が困難な場合には、代諾者（ご家族等）から同意を得てください（ただし、患者本人が同意しない旨述べた場合には、その意思を優先してください）。同意書は発表者あるいは取得者が保管してください。

「医学論文及び学会研究会発表」同意書

日本睡眠歯科学会 御中
発表者 医師・歯科医師

殿ほか

私は、日本睡眠歯科学会における「医学論文及び学会研究会発表」を行うにあたり、患者（代諾者）および当該施設の長（または部門の責任者）に対して、同意説明文書に基づく説明を行い、「医学論文及び学会研究会発表」として発表をすることの可否を判断するための十分な時間を設けました。

【説明した項目】

1. 「医学論文及び学会研究会発表」の目的
2. 「医学論文及び学会研究会発表」の内容と公開方法
3. 「医学論文及び学会研究会発表」への同意撤回について
4. 個人情報の保護について
5. 「医学論文及び学会研究会発表」に関する責任者の氏名・連絡先と同意書の管理について

説明者 _____

同意書

私は、上記医師らが、日本睡眠歯科学会における「医学論文及び学会研究会発表」をするにあたり、説明者より同意説明文書に基づく説明を受け、その内容を十分に理解しましたので、責任者（共同研究者等を含む）が、論文を投稿し発表することについて同意します。

<対象者>

同意年月日： 年 月 日

本人署名： _____

代諾者署名： _____ 続柄（ ）

上記の説明者（共同研究者、共同発表者等を含む）が本施設の診療記録をもとに、対象患者に関する情報を使用して「医学論文及び学会研究会発表」として発表を行うことについて同意いたします。

<施設長・部門の責任者>

同意年月日： 年 月 日

施設名： _____

署名： _____

印

同意書の説明内容

1. 「医学論文及び学会研究会発表」の目的

学会発表などでの症例報告は、新しい治療方法や診断方法の開発や普及など、医療の発展を目的として行われ、患者さんの治療経過などの情報または調査・研究成果を医療関係者と共有することで、疾病の診断、治療の発展に寄与しています。

2. 「医学論文及び学会研究会発表」の内容と公開方法

治療の経過、患部の写真、検査結果（血液検査、放射線検査、病理組織検査など）、他に今までにかかった病気などの情報、家族歴の有無などが発表されます。しかしながら、発表されるのは発表に必要な不可欠な事項に限定され、あなたの氏名や住所などの個人を直接特定できる情報は秘匿されます。また、顔面の写真を使う場合には、十分に目を隠すなど、個人を特定できないように処理して発表されます。

発表は、口頭発表（スライド上映を含む）または掲示により行い、学会会員等の参加者しか入場できない学会場内で行います。学術雑誌等に掲載をした場合は、オンラインで公開されることがあります。

3. 「医学論文及び学会研究会発表」への同意撤回について

「医学論文及び学会研究会発表」がなされるかどうかは、あなたの同意によって決まります。あなたが学会発表への同意を断った場合でも、あなたに診療上の不利益は生じません。また、あなたは学会発表への承諾を学会発表日までに撤回することができます。なお、同意撤回を申し出た時点で、抄録集などが既に印刷されている場合には、抄録集などの印刷物自体を取り下げることができません。

4. 個人情報の保護について

あなたの人権と個人情報の保護について最善の注意を払います。「医学論文及び学会研究会発表」は学会参加者と学会会員に公開され、場合により一般に公開されることもあります。しかしながら、あなたの情報を学術的に不可欠なものに限り発表しても、個人を特定できる可能性が残る場合があります。

5. 「医学論文及び学会研究会発表」に関する責任者の氏名・連絡先と同意書の管理について

説明者（筆頭著者や責任著者が望ましいが、他の著者でも可）は「医学論文及び学会研究会発表」に関する責任者（筆頭著者または責任著者）の氏名と連絡先を伝えます。同意書については、筆頭著者あるいは責任著者が責任を持って管理・保管し、漏洩および個人情報の紛失等の防止の徹底をするとともに、患者らに対して、「医学論文及び学会研究会発表」に関する同意書の説明内容並びに同意書の写しを交付します。

2. 研究に関する倫理指針

厚生労働省のホームページにある医学研究に関する各種指針 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenyujigyou/i-kenkyu/index.html>) による規定を遵守すること。

2019年5月24日

2024年7月29日改定

特定非営利活動法人 日本睡眠歯科学会